

The title
3

2021年 コロナ禍収束後… 反動で税務調査が増加する？

- 未だかつてない規模の支援
- 特別な状況は資金支援だけではなく、申告・納税に関する手助けも行われ、2020年2月後半には、個人の2019年分確定申告期限の1ヵ月延長が早々と決定され、最終的には期限が延長された4月16日以降も「柔軟に対応する」と発表されました。
- 税金面でも異例の対応
- 税制減で国が借金は続かない
- 大規模予算と異例の代償

(日本政策金融公庫等)

2020年はコロナ禍の影響で全世界が大打撃を受けました。日本政府も全国人民に「10万円の定額給付金」を配り、事業者には、給付金・雇用調整助成金・雇用調整助成金・特別利率・条件での融資

● 未だかつてない規模の支援

2020年はコロナ禍の影響で全世界が大打撃を受けました。日本政府も全国人民に「10万円の定額給付金」を配り、事業者には、

異例づくめだった 2020年

政府や自治体による異例の「バラマキ」に加えて、全国的な「納税猶予」の対応が行われた2020年ですが、これが2021年も継続されるのは非常に考えにくいです。税理士紹介業として、全国の税理士、そして法人や個人事業主との関係を構築してきた筆者が、2021年、そしてコロナ収束後の「税務調査の増加」についての予測を解説します。

などの施策で、資金支援を実施しました。また、都道府県・市区町村レベルの自治体でも、休業要請に応じた事業者への協力金や、政府の家賃支援給付金と同条件で上乗せ支給を行うケースも多数あり、これらの支援を何かしら受けたり、利用した事業者も多いと思います。

法人に關しても、決算申告が期限内に難しい場合の個別延長や、資金的に納税が難しい場合の猶予制度が案内されました。過去、東日本大震災の際は、被災地にこういった特例が認められましたが、全国一律はまさに前代未聞で異例づくめの対応だと言えます。

法人に關しても、決算申告が期限内に難しい場合の個別延長や、資金的に納税が難しい場合の猶予制度が案内されました。過去、東日本大震災の際は、被災地にこう

いた特例が認められましたが、全国一律はまさに前代未聞で異例づくめの対応だと言えます。

図1 一般会計歳出と一般会計税収の比較

| | 歳出 | | 税収 | |
|-------|---------|---------|--------|--------|
| | 金額 | 前年比 | 金額 | 前年比 |
| 令和元年度 | 101.4兆円 | +2.4兆円 | 58.4兆円 | △1.9兆円 |
| 令和2年度 | 160.3兆円 | +58.9兆円 | 63.5兆円 | +5.1兆円 |

出典：財務省公開資料より。小数点第二位四捨五入
※令和元年度は決算数値、令和2年度は予算数値

年4月1日～2019年3月31

税収も、平成30年度（2018）

日）の税収がバブル期を超えて過去最高額となっていたので、令和元年分は前年同等の税収、令和2年分に關してもコロナ禍の影響が想定して予算を組んでいます。

しかし、令和元年分の税収結果は前年から微減、さらに令和2年分に関しては年間を通してコロナ禍の影響を受けた企業の税収減や徴税緩和の措置があるので、どのような結果になるか想像するのも恐ろしい状態です。

この歳出予算と税収との差額が開けば聞くほど、国債を発行して（国が借金をして）やりくりしていくわけですが、今年（2021年）に関しては異例づくめの政府対応になり、新規国債発行予定期額も約90・2兆円と前代未聞の金額となっています。

コロナ禍の影響は大規模災害と言つても過言ではないでしょう。しかし、2020年のような税収は減るけれど、国が大きく借金して国民や事業者に給付を行う」そんな対応が、いつまでも続くわ

けがないのは誰しもがわかることです。つまり「国は税収を求めている！」のです。

2021年から 税務調査が活発になる

● 寛容だった税務調査

2020年は、申告・納税などの税金面でも猶予や期限延長の応対がなされました。最も配慮されたのが「税務調査」かもしれません。

既にチェックをした方もいるかと思われますが、2020年9月後半、各新聞社の記事に次の様な内容がありました。

「4月から中止していた税務調査を10月から再開する」

これは、国税庁関係者からの情報報載になりますが、事実、9月の連休明けから税務署の対象事業者への連絡が行われ、10月から税務調査は再開されました。

ただし、税務調査を4月から中止していたといつても、例年でも年始から3月中旬の確定申告期間

までは、税務署・事業者・税理士それぞれが多くあるため頻繁には行われません。国税庁が担当するような大規模企業や相当な悪質事例を除けば、2020年は9カ月間以上、税務調査が行われていなかつたことになります。

さらに、税務調査が再開してからも納税者が高齢者である場合は延期などが求められたり、通常の税務調査は調査官が納税者の事業所や自宅に訪問するのが当たり前ですが、納税者が事前予約の上で必要資料を持参して来署してもらったりと、新型コロナ感染リスクに配慮した応対を税務署側も取らざるを得ない状況でした。

● 必ず振り戻しがある

しかし、前述した通り「国は税収を求めている」わけです。ミスマッチによって不足があるところから適正な税額を徴収したいのです。2020年と同様に、猶予や延期のような寛容な応対を継続するわけにはいきません。

この寛容な対応の反動は必ず訪れることがあります。コロナ禍が収束したとは言えない状況下でも、2020年10月から税務調査を再開したのは「緊急事態宣言が再度発令される」という、強い意思表示なのかもしれません。

税務調査の実態 数値から読み取る

● 調査対象は約80%が追徴課税

通常時の税務調査は、次頁図2のような実態となっています。これから発表される2020年が含まれる年度の実態に関しては、大幅に異なるかもしれません。それはあくまで特例であり、今後は

を意味します。そして、図2からは次の事柄が読み取れます。

- ・税務調査が行われる割合は法人で約3%、個人で約1%と、ほどんど実施されない
- ・調査が実施されると、約80%の確率で追徴課税が発生する

図2 税務調査の実態

| | 申告件数 | 調査件数 | 実調率 | 非違件数 | 非違割合 |
|-----|----------|-------|-------|-------|-------|
| 法人税 | 292.9万件 | 9.9万件 | 3.3% | 7.4万件 | 74.7% |
| 所得税 | 2221.8万件 | 7.4万件 | 1.2%※ | 6.1万件 | 82.4% |

出典：国税庁公開資料より。小数点第二位四捨五入

※数値は平成30事務年度分（平成30年7月～令和元年6月）

※所得税の実調率は還付申告・納税額無しを除いた638.4万件への割合で計算します

コロナ禍の収束や日常生活への浸透などに応じて「通常の数値に戻っていく」または「さらに加速していく」と考えるべきです。

図2内の「実調率」は、あまり馴染みのない言葉ですが、その名の通り申告件数に対して調査が行われた割合のことです、「非違」は、不正を含めた何らかの申告の誤りの指摘で追徴課税が発生すること

● 「柱」と「たまり」

なぜ税務署がここまで高確率で誤りを指摘できるかというと「調査官が優秀で何とかして成果を残そうとしているから」だけではありません。国税庁は過去の膨大な申告・納税状況のデータを活かして、不正や誤りの可能性が高い所から優先的に調査しています。

さらに、不正や誤りの可能性が高いとしても、全く現金や資産のない所、規模が小さすぎる所に調査に入つても、そもそも税金を納めることができません。過去に何人も元国税出身の税理士と関係を構築しましたが、そこでよく出てくるのが「柱」と「たまり」の話です（図3）。

図3 「柱」と「たまり」

税務署の調査官は、数にも時間にも限りがある状態で「問題がないことを確かめに行くほど暇はありません。法人でも、個人でも「柱」と「たまり」があり、税務調査を行うことで「何かしらの課税ができるだろう」「納税するお金があるだろう」という可能性が高い所へ税務調査が行われているケースが多いのです。

● 対象になりやすい業種

国税庁では税務調査の結果集計をまとめ、報告をしています。その中で、所得税（個人）では「事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種」、法人税では「不正発見

柱（はしら）



「柱」は収入源のこと、納税者が行っている事業や活動のこと、利益が出ているであろうという根拠です。これがはっきりしていないと、収入や利益の確認が持てませんし、どの程度の規模感であるかも掴むことが出来ません。

たまり



「たまり」は仮に税務調査で何かしらの指摘をした場合に納税できるかどうかという現金・資産のことです。明らかに不正がある納税者に対しては、その不正で蓄えた資産そのものを意味する場合もあります。

割合の高い「10業種」を一般に公開しています。

所得税では、

・風俗業

・キャバクラ

などが毎年上位にあり、法人税では、次の業種が毎年上位を占めています。

・バー、クラブ

・外国料理店

・大衆酒場、小料理店

このような申告漏れや不正が過去実績から多数行われている業種に関しては、その他の業種に比べると調査対象の可能性が高くなりますが、しかし、今年、もしくはこのコロナ禍が収束するまでは、少し状況が変わらかもしれません。

● 2021年の傾向は

前述の通常時に税務調査を受けやすい業種として挙げた、風俗業・水商売・飲食店に関しては、コロナ禍で大打撃を受けた所が多い業種です。休業や廃業した店も多く

あると思います。

「柱」と「たまり」の話をしましたが、国税庁が告発するような大変悪質な不正でなければ、追加納税が期待できない所に税務調査が入る可能性が低くなるのは事実です。

もちろん、これらの業種以外でも、コロナ禍による影響で大きく売上を減らし多額の赤字が出たような企業に関しては、今すぐに調査対象になる可能性は低いと思われます。

一方、このコロナ禍で特需が生まれたような企業や「ウイズコロナ」とも言われるような時流に自社商材をうまく乗せた企業は、他社の売上や利益が減少している分だけ非常に目立つ存在です。例年以上に税務調査の対象になる可能性が高くなると思います。

● 協力金や給付金等は課税対象

さらに、休業要請の協力金、持続化給付金、家賃支援給付金、雇用調整助成金などについては、課税対象となる収入です。本業での

損失が大きく「これらの給付金や助成金などを加えても決算時に利益がない……」ということであれば税金は課せられませんが、計算上は加えなくてはなりません。

国や自治体から貰ったものだから非課税だらうと考えている人もいるようですが、そういった申告は絶対に後日指摘されるので注意してください。

■ 適正・適切な対応が一番の対処方法

● 税務調査を応援したくなる!?

ここまで、コロナ禍の影響で大規模な財政出動があり、また感染拡大を考慮した税務調査の実施控えがあつたことで、今年は税務調査が多くなることを予測しましたが、眞面目な企業や事業者はそこまで恐れることはありません。

税務調査の目的は、不正やミスによつて本来納めるべき税額よりも少なくなつてゐる納税者への是正です。眞面目に納税している人たちは不公平感を持つことがないよ

うに行われるものです。

不正な取引、不正な申告、それらを利用した不正な蓄財に関しては、どこかで必ず綻びが出るので、税務調査において多額の追徴課税が発生します。しかし、日頃から適正な会計処理を行つている企業は、指摘される事項も計算ミスや計上の期ズレ（年度違い）程度が多く、本来収めている税額からすると非常に軽微な内容でスムーズに調査は終了します。

「税務調査が増えるかも……」と考えると、企業や事業者側はあまり良い気持ちにはならないかもしれません。眞面目に事業を営んできた人たちにも大きな傷を与えたコロナ禍だからこそ、そういう人たちへのしわ寄せが多くならぬよう、不正を行つてゐる人からはしつかり税金を回収してもらう必要があります。

コロナ禍に乗じて本来指摘されるべき不正がうやむやにならないよう国税の人たちも頑張つてゐる考え方れば、税務調査も応援する気持ちになれるかもしれません。